

第百三十二回 参議院運輸委員會會議録第四号

平成七年二月二十八日(火曜日)

午後五時三十九分開会

委員の異動

二月二十三日

補欠選任

下村

西川

二月二十八日

補欠選任

喜岡

会田

西川

下村

喜岡

長栄君

西川

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

喜岡

泰君

出席者は左のとおり。

委員長

大久保直彦君

理事

二木 秀夫君

委員

櫻井 規順君

委員

泉 信也君

委員

中川 嘉美君

委員

伊江 朝雄君

委員

鹿熊 安正君

委員

河本 三郎君

委員

山崎 正昭君

委員

穂山 篤君

委員

湖上 貞雄君

委員

高崎 裕子君

委員

下村 泰君

委員

亀井 静香君

委員

豊田 実君

委員

荒井 正吾君

委員

局観光部長

局長

運輸省運輸政策

局長

運輸省運輸政策

局長

運輸省運輸政策

局長

運輸省運輸政策

局長

運輸省運輸政策

事務局側

常任委員会専門員

中島 啓雄君

本日の会議に付した案件

○旅行業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(大久保直彦君) ただいまから運輸委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、喜岡淳君が委員を辞任され、その補欠として会田長栄君が選任されました。

○委員長(大久保直彦君) 旅行業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。亀井運輸大臣。

○國務大臣(亀井静香君) ただいま議題となりました旅行業法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

近年、所得水準の向上、自由時間の増大等により、旅行需要は年々著実に拡大、多様化してきており、旅行は国民生活にとって極めて日常的なものとなっております。特に海外旅行については、旅行者数が一千万人を超えるなど急速に一般化が進展しております。これに伴い、旅行者が海外旅行業務を容易に遂行できるようになることと、マスメディアを活用しつつ多様な主催旅行を実施するなど積極的な事業の展開を図る旅行者が増加しているところであります。しかしながら、一方では、旅行者に対する旅行者からの苦情が少なからず見られるとともに、旅行者の倒産時においてトラブルが生じているなど、旅行者の保護の充実をより一層確保しなければならぬ状況が生じております。

このような状況を踏まえ、旅行者の行う取引の公正を維持し、旅行者の利便を増進していくため、このたび本法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、登録制度について、旅行業務の実態を踏まえたものとするため、一般旅行業の登録と国内旅行業の登録を統合して旅行業の登録とするなど、その合理化を図ることとしております。

第二に、旅行者と取引をした者の債権を保全するための営業保証金について、その額の算定に旅行者の旅行業務に関する取引額を明確に反映させることとするなど、旅行者が優先して還付を受けられることとし、旅行者の保護の充実を図ることとしております。

第三に、旅行者が旅行者と契約を締結しようとするときは一定の書面により取引条件の説明を行うこととするなど、主催旅行を実施する旅行者の旅行業務の認可基準及び主催旅行の広告の表示方法に関する規定を整備するなど、旅行者の旅行業務の適正化を図ることとしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大久保直彦君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十二分散会

二月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、新幹線の並行在来線の支援に関する請願

第二〇四号 平成七年二月十三日受理

新幹線の並行在来線の支援に関する請願

請願者 長野県茅野市北山一、一九三 篠原文三

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第一六四号と同じである。

旅行業法の一部を改正する法律案

旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「旅行業」を「旅行業等」に改める。

第一条中「旅行業」を「旅行業等」に改める。

第二条第一項中「行なう」を「行う」に、「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第二号中「取次」を「取次ぎ」に改め、同項第四号中「附随して」を「付随して」に改め、同項第五号中「附随して」を「付随して」に改め、同項第八号を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号に掲げる」を「第一項各号に掲げる行為(第十四条の二第一項の規定により他の旅行者を代理して主催旅行契約を締結する行為を含む。）」又は旅行者代理業を営む者が取り扱う前項に規定する代理として契約を締結する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律で「旅行者代理業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者のため前項第一号から第

の事業の開始」に改め、同条第一項を削り、同

第十一條の第三項中「旅行業者」を「旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）」に、「運輸省令で定めるところによりその取引に係る旅行に關するサービスの提供の確實性、取引条件の明確性その他取引の公正を確保するため必要な」を「第十二條の四の規定による取引条件の説明、第十二條の五の規定による書面の交付その他取引の公正を確保するため必要な運輸省令で定める事項についての」に改め、同条第二項中「旅行業者」を「旅行業者等」に改め、同条を第十一條の二とする。

第十二条の第二項中「一般旅行者又は国内旅行者」を「旅行業者」に改め、同条第二項第二号中「払いもどし」を「払戻し」に改め、「明確に」の下に「（主催旅行を実施する旅行業者にあつては、主催旅行契約と主催旅行契約以外の契約との別に応じ、明確に）」を加え、同条第三項中「旅行業者は」を「旅行業者等は」に、「旅行業代理店業者」を「旅行業者代理業者」に、「一般旅行者又は国内旅行者」を「旅行業者」に改める。

第十二条の四中「旅行者等」を「旅行者等に改め、同条に次の一項を加える。

第十二条の五中「旅行者等」を「旅行者等」に、「取次」を「取次ぎ」に、「その他」を「旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱主任者の氏名その他の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

者から請求があつたときは、運輸省令で定める様式による証明書を提示しなければならない。
第十二条の六第一項及び第三項中「旅行者者」を「旅行者者等」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十二条の九第二項中「旅行者」を「旅行者等」に、「種別及び第十一 条の三五項各号」を「と旅行者代理業との別及び第十一 条の二第二項各号」に改め、同条第二項中「旅行者」を「旅行者等」に改める。

第十二条の十一第一項中「又は運輸省令で定める資格を有し」を削る。

第十四条第一項中「旅行業者」を「旅行業者等」に改め、「旅行業」の下に「又は旅行業者代理業」

第十四条の二を削る。

第十五条第一項から第三項までの規定中「旅行者」を「旅行者等」に改め、同条第四項中「旅行者」を「旅行者等」に改め、「旅行業」の下に「又は旅行者代理業」を加える。

を「旅行業者代理業」に改め、同条第一号中「所屬旅行者のために第二條第一項第八号に掲げ

二十条第一項又は第二項」に改める。
 第十六条第四項中「あつた者」の下に「又は当

該旅行業者であつた者を所屬旅行業者とする旅行業者代理業者」を加え、「同条同項」を「同項」に改める。

2 前項の場合において、当該旅行者業者又は当該旅行者業者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、旅行者以外の同項の権利を有する者に先立ちその債権の弁済を受ける権利を有する。

第十八条の二第三項中「一般旅行者又は国内旅行者」を「旅行者」に、「もより」を「最寄り」に改め、同条第二項中「一般旅行者又は国内旅行者」を「旅行者」に、「第十一条第六項」を「第八条第六項」に、「もより」を「最寄り」に、「取りもどす」を「取り戻す」に改める。

第十八条の三中「旅行者」を「旅行者等」に改める。

第二十条の見出しと

3 前二項の規定によ

4 第九条第八項及び第九項の規定は、前項の規

第三十条第六号中「違反して」の下に「標識を
掲せず、又は」を加え、同条第八号中「第十四

みなし、旧法の規定による旅行業代理店業の登録に關しては同項の旅行業者代理業者登録簿と

の十五第一項に規定する営業保証金を取戻すことができる事由が発生している者についての

よつてした処分、手続その他の行為は、附則第

二条から第四条までに規定するものを除き、新法及びこれに基づく命令の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。
(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為並びに附則第四条及び第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要となる経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)
第十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第四十三号を次のように改める。

四十三 旅行業又は旅行業者代理業の登録		
旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第三条(登録)の規定による		
旅行業又は旅行業者代理業の登録	登録件数	一件につき九万円
(一) 旅行業の登録	登録件数	一件につき一万五千元
(二) 旅行業者代理業の登録	登録件数	

(運輸省設置法の一部改正)

第十五条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第十五号中「旅行業者」を「旅行業者代理業並びに旅行業者又は旅行業者代理業者」に改める。

第四条第一項第十四号の三中「旅行業」の下に「及び旅行業者代理業」を加え、同項第十四号の四中「旅行業者」の下に「又は旅行業者代理業者」を加える。

平成七年三月六日印刷

平成七年三月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局